

省令

○総務省令第十九号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第二十五条の規定に基づき、子ども・子育て支援臨時交付金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十一日

総務大臣 武田 良太

子ども・子育て支援臨時交付金に関する省令の一部を改正する省令
子ども・子育て支援臨時交付金に関する省令（令和二年総務省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>（交付すべき額の算定に錯誤があった場合の措置）</p> <p>第四条 総務大臣は、子ども・子育て支援臨時交付金を各都道府県及び各市町村に交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を減少する必要があるときは、当該減少すべき額を返還させることができる。</p>	<p>〔新設〕</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○金融庁財務省告示第二号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月十一日

金融庁長官 氷見野良三

法務大臣 上川 陽子
財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>〔略〕</p> <p>ソシエテ ジェネラル ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ市 アヴェニユー エミール ロイター 十一</p>	<p>〔同上〕</p> <p>ソシエテ ジェネラル ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ市 アヴェニユー エミール ロイター 十一</p> <p>ステート ストリーバンク ルクセンブルグ エスシー ルクセンブルグ市 ジョン エフ ケネディ アヴェニユー 四十九</p>
<p>〔略〕</p> <p>ピリオプエーセ アメリカ合衆国 キュリテイズ・イ ニューヨーク州 バンク エケス プライアンパーク デバーニユ ドレ プレス ド メッツ タルクセンブルグ 一一二</p>	<p>〔同上〕</p> <p>ピリオプエーセ アメリカ合衆国 キュリテイズ・イ ニューヨーク州 バンク エケス プライアンパーク ルクセンブルグ大公国</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

○外務省告示第八十二号

令和三年二月十六日にアビジャンで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がアフリカ開発基金との間に行われた。

令和三年三月十一日

外務大臣 茂木 敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、アフリカ開発基金の第十五次増資（以下「AfDF15」という。）に関し、アフリカ開発銀行の域内加盟国の経済開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本政府の代表者とアフリカ開発基金（以下「基金」という。）の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1 七百三十六億百万円（七三、六〇一、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、AfDF15に拠出することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）により、日本国の関係法令に従って、基金に供与されることになる。

2 借款は、基金とJICAとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によつて規律される。

- (a) 償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。
- (b) 利率率は、年〇・一一パーセントとする。
- (c) 支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。